

専決処分について（立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 30 日

立川市長 清水 庄 平

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(保険料の減免) 第31条 ……略…… 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期前に市長に申請しなければならない。 <u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</u>	(保険料の減免) 第31条 ……略…… 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期前に市長に申請しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。